

住宅リフォームを市内の業者で施工した場合、経費の一部を補助します

商工課

彦根市では、市民の皆さんが、市内に本社がある法人、または個人の施工業者を利用して、自宅の修繕、補修工事など（住居リフォーム）を行う場合に、その経費の一部を補助する制度を、昨年度に引き続き今年度も行います。

この制度は、緊急経済対策として、市内産業の活性化と雇用の安定を図るために行う事業です。平成22年3月末日までの期限付きで行います。

対象となる工事

① 住宅の修繕、補修工事、模様替え工事（単なる外構工事は除く）
② 防犯システム設置とフェンス囲いなどを行う、住宅への防犯機能の付与・強化工事
③ 公共下水道への接続にもなう住宅の工事

① 住宅の修繕、補修工事、模様替え工事（単なる外構工事は除く）
② 防犯システム設置とフェンス囲いなどを行う、住宅への防犯機能の付与・強化工事
③ 公共下水道への接続にもなう住宅の工事

心身障害者の社会参加のためにタクシー運賃、自動車燃料費を助成します

市障害福祉課

重度の障害がある人の積極的な社会参加を促進するために、タクシー運賃、または自動車燃料費の助成券を交付します。なお、助成額は年額12、000円（5000円×24枚）に、自動車燃料費の助成額を年額6、000円（3000円×20枚）で、4月1日（水）から受付をします。
対象者 次の①～③のいずれかに該当し、さらに、施設に入所していない人で、市民税所得割額（平成20年分）が160、000円未満の人

① 身体障害者手帳1級または2級の所持者で、次のいずれかの障害のある人 ▼ 肢体不自由障害のうち下肢障害または体幹機能障害 ▼ 視覚障害

▼ 内部障害（免疫機能障害を含む）
② 療育手帳A1、A2の所持者
③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者

※自動車燃料費の助成については、本人または本人と生計を同じにする家族が自動車を所有し、運転する場合に限られます。
申請に必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神

対象となる住宅

市内の住宅。ただし、事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。併用住宅は、住居部分のみ、マンションなどは専有部分のみが対象です。

補助金額

工事経費の20%で、最高20万円（千円未満は切り捨て）※彦根市の予算の範囲内に限ります。

対象となる人

次の要件をすべて満たしている人

① 対象となる住宅に居住しており、その住宅の所有者
② 市税や市の各種融資の償還について滞納がない人
③ 対象となる工事について、国・県・市のほかの制度の補助を受けていないこと

▼ ほかの補助を受けている場合であっても対象外となる工事は、補助の対象として認められません。

▼ 補助を受けられるのは、同一住宅および同一人につき1回限りです。

▼ 対象となる住宅が共有名義などであっても、複数人による申込みはできません。

申込方法

はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、予

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

平成21年度のお支払いが始まります

4月の年金から平成21年度保険料の支払いが始まります。

平成21年2月の特別徴収がある場合は、4月・6月・8月の年金から、2月分の保険料と同額をお支払いいただきます（仮徴収）。10月・12月・2月の特別徴収の額は、平成21年度の保険料の決定時に仮徴収額を差引きし、通知します。

口座振替や納付書でお支払いの人（普通徴収）

国民健康保険料は6月から翌年3月までの10期の支払いに、後期高齢者医療保険料は7月から翌年3月までの9期の支払いになります。

詳しいことは、平成21年度の保険料の決定時に通知します。

▼ 平成21年度の保険料の決定は、国民健康保険料は6月、後期高齢者医療保険料は7月に行い、通知します。

▼ 保険料の変更により、平成21年2月に特別徴収をされていない場合は、10月から特別

平成21年6月30日（火）までの購入分については、旧様式での申請を受け付けますが、なるべく新様式での申請をお願いします。

新様式の申請書や概要などは、各窓口で配布するほか、彦根市ホームページからもダウンロードできます。なお、平成21年3月17日（火）以降に申請をした人については、決定通知とともに新様式と概要を送付しています。

変更点・注意点

① 申請書の様式が変わります

「おむつ等の使用状況の申告」欄が追加されました。

「通知先住所」欄が削除されました。

② 申請期日が変更になります

申請期日が15日から10日に変更になります。

問い合わせ先 市障害福祉課 23-9660番、FAX 26-17688番

彦根市おむつ等購入費助成の変更について

市介護福祉課

彦根市では、介護保険の要支援2以上の認定者のうち、在宅で日常的なおむつなどが必要としている人を対象に、おむつなどの購入費の助成を行っています。4月1日申請分から次の点に変更になります。

安心して就学するための就学援助制度

市教育委員会学校教育課

市内に居住し、市内の小・中学校に在学する児童生徒のいる家庭で、経済的な理由のため、就学に必要な経費を負担することが困難な場合があります。

4月・6月・8月から特別徴収が開始される場合があります（事前に変更通知を送付します）。

問い合わせ先 市障害福祉課 23-9660番、FAX 26-17688番

問い合わせ先 市障害福祉課 23-9660番、FAX 26-17688番

家電リサイクル対象機器の追加について

4月1日から新たに家電リサイクル対象機器に「液晶・プラズマテレビ」、「衣類乾燥機」が加わります。これらは市清掃センターでは処理できません。 ※すべて家庭用の機器が対象です（業務用は対象になりません）。

※建築物に埋め込まれているものや主たる用途に該当しない場合など、家電リサイクルの対象でないものもあります。

※パソコンはPCリサイクルの対象となります。詳しくは製造メーカーにお問い合わせください。

問い合わせ先 市清掃センター 22-2734番、FAX 24-7787番

機器	従来対象品	追加対象品
テレビ類	ブラウン管テレビ	液晶型テレビ プラズマ式テレビ
洗濯機類	洗濯機 洗濯乾燥機	衣類乾燥機
エアコンディショナー	エアコン（室外機器含む）	
冷蔵庫	冷蔵庫 冷凍庫	